

【別紙】

(仮称)三森峠風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する省令*第12条第1項の規定に基づく意見

(※：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は郡山市と須賀川市の行政界付近の山陵上において大規模な風力電源開発を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低く、ほとんどの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、それらの具体的内容を明らかにすること。
- (2) 事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、保安林、希少な動植物の生息地、峡谷、砂防指定地、地すべり指定区域、埋蔵文化財所在地等の風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。
また、本事業計画の実施により重要な水源、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。
- (3) 綿密な調査の実施により、風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるような計画とすること。
- (4) 工事中の資材の搬出入やその経路については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、事前に綿密に検討すること。
なお、輸送経路については、複数案を比較検討し、その検討結果について方法書に具体的に記載すること。
- (5) 対象事業実施区域周辺において、既存の風力発電所及び計画中の他事業等による環境負荷の重畳について、可能な限り環境影響評価に反映させること。
- (6) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、十分な説明と周知の徹底をすること。

なお、環境影響評価の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の現状の的確な把握が不可欠なため、方法書の作成に当たっては、当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が地域事情について、視覚からも十分な情報を得て

理解が進められるようにすること。

2 大気質について

計画施設の建設工事等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、工所用資材の輸送等による場合を含め、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、気象を含む地域特性を踏まえた上で十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の実施に伴い発生する騒音、振動及び低周波音については、工所用資材の輸送による場合等を含め、周辺地域住民の生活に影響が及ばないよう、造成等の施工による一時的な場合も含め、十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、風力発電機の稼働に伴い発生する騒音、振動及び低周波音の十分な低減のため、可能な限り風力発電機と最近接住宅等との離隔距離を大きく確保する計画とすること。

また、風力発電機の稼働に伴い、場所や風向等によって翼の回転による振幅変調音が発生したり、内部の増速機や冷却装置から純音性成分が生じて周辺地域住民のアノイアンス**につながる可能性についても、考察を加えること。

(**：騒音による不快感の総称。日本語では「うるささ」を当てることが多い。出典〔日本建築学会編：騒音の評価法，290頁，彰国社，昭和56年〕)

4 地形・地盤について

大型風力発電機については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に確立されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、その結果に応じて施工計画を策定すること。

なお、事業実施想定区域には土石流危険溪流(多田野川、高簾沢)が含まれているため、今後、本事業計画を進める中で、土砂災害防止の観点から土砂流出防止対策について十分な検討をすること。

また、御霊櫃峠の階状土は周氷河現象の名残として重要なため、その改変を回避する計画とすること。

5 水環境について

(1) 事業実施想定区域となっている山稜の麓には、湧水に依存した地域住民の生活や猪苗代湖とその周辺等において特有の自然生態系が存在しているため、大規模な森林開発が、土砂の流出による水の濁りも含め、湧水や湖水等に及ぼし得る可能性について十分に検討すること。

(2) 事業実施想定区域及び周辺は、奥羽山脈南部の重要な水源地であり、生活用水や農業用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、土地の改変等による地下水及び湧水の水質及び水量への影響について、造成等の施工による一時的な場合も含め、十分に低減が図られるよう検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

(3) 汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐための生活排水対策や仮設沈砂池の設置及び適切な維持管理等の環境保全措置を綿密に検討すること。

6 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が生じる範囲を綿密に検討し、住宅や耕作地に影が極力掛からないような風力発電機の配置計画とすること。

7 動植物・生態系について

(1) 施設の設置及び施工方法等については、野生生物の生活に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成等の施工による一時的な場合も含め当該影響の十分な低減が図られるように検討をし、その結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、事業実施想定区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されていることから、調査の方法及び範囲等を綿密に計画すること。

また、本事業計画の実施に伴い大規模に森林を伐開することが想定されているため、林縁効果について考察を加えるとともに、代償措置としての適切な補植計画を策定すること。

(2) 本事業計画の実施により土砂の流入や水の濁り等による河川の源流域への影響が懸念されることから、調査地点を可能な限り多く設ける等、水生生物の調査は綿密な計画とすること。

なお、猪苗代湖が事業実施想定区域の下流に位置しているため、同湖水中の水生生物の調査の要否については慎重に検討すること。

(3) 事業実施想定区域内には、ヤマネ、ヨシゴイ、クサガメ、トウホクサンショウウオ、イトヨ、コバネアオイトトンボ等の希少性の高い動物の生息が予想されることから、現状を精確に把握出来る方策を綿密に検討すること。

(4) 大型風力発電機は動物の飛翔の障害物となることから、鳥類やコウモリ類の衝突（バードストライクやバットストライク）や障壁効果について十分な低減が図れるようにあらかじめ検討し、それらに対応した調査手法を方法書に具体的に記載すること。

また、猛禽類やコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないように、綿密に計画すること。

(5) 事業実施想定区域内に複数のまとまりのあるブナ林が存在するとされていることから、植物の調査については、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等の採用を検討し、自然植物相の現状を精確に把握出来る計画とすること。

8 景観について

(1) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等については、供用時に見る人に対して圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、当該影響について十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

(2) 本事業計画が実現すると、猪苗代湖周辺において既存の山稜上の大規模風力発電所と

ともに、猪苗代湖の全周を取り囲む形で大型風力発電機が立ち並ぶようになり、福島県の代表的な観光資源である猪苗代湖の景観に大きな影響を及ぼす可能性があるため、「天鏡閣迎賓館」等の猪苗代湖北西岸の景勝地等も調査地点として選定し、遠景での景観についても十分な検討を加えること。

なお、景観の眺望点として猪苗代湖北西岸の眺望点を追加するのに伴い、視野角による検討だけではなく、等間隔に設置されているか否か等の風車の並び方についても、検討を加えること。

9 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域内には、周辺地域住民に親しまれている高旗山登山道、「東北自然歩道「新奥の細道」古代の村から分水嶺を歩くみち」等の複数のハイキングコースがあるため、極力それらの改変を回避する計画とすること。

また、本事業計画の実施により、福島県民の夏季における重要な憩いの場である猪苗代湖の湖水浴場について、湧水量の減少や濁水の流入による水質の悪化や大型風力発電機が立ち並ぶ様子が見えることによる印象の変化による影響が懸念されるため、これらの影響を可能な限り回避する計画とすること。

10 廃棄物について

- (1) 本事業計画では、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (2) 発電設備の耐用年数や更新時期について、あらかじめ考察を加え、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

11 文化財について

事業実施想定区域またはその近接地には、周知の埋蔵文化財の包蔵地の該当があり、当該区域は広大であり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性もあるため、事前に関係自治体の担当部局と協議をすること。

12 電波障害について

山稜上において大型風力発電機が設置される場合、電波障害が発生するおそれがあるため、あらかじめ必要な検討をすること。

13 その他

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 本事業計画を進めるに当たっては、計画施設の安全管理について、十分に検討すること。
- (3) 本事業計画について、以後に作成されるいずれの環境影響評価図書においても、本計画段階環境配慮書の内容を踏まえるとともに、本知事意見等についても勘案すること。